

仕様書番号	6033
作成年月日	令和6年 4月 9日

(6) 空気調和設備保守点検役務

件名	(6) 空気調和設備保守点検役務		
図面	表紙	縮尺	—
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	1 / 6

## 共通仕様書（役務）

### 1 総則

本役務の仕様は、共通仕様書、特記仕様書、設計図に記載してある事項、監督官の指示事項及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『建築保全業務共通仕様書（最新版）』並びに関係規則を順守する。

### 2 軽微な変更

現場の収まり、取り合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議する。

### 3 使用材料

- (1) 仮設用材料以外の使用材料は全て新品とし、監督官の検査を受け、合格した物を使用する。ただし、検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質又は不良品と認めたものは使用してはならない。
- (2) 使用材料は、日本産業規格及び日本農林規格等を基準とし、これらの規格の制定にないものについては、監督官の指示を受ける。

### 4 水道電気料等の使用

本工事に関わる水道電気料等は、請負者において負担する。但し、特記仕様書に水道電気料金等の記載がある場合は、特記仕様書による。

### 5 諸法規等の順守

請負者は労働安全衛生法、職業安定法、失業保険法、労働者災害保険法及び各関係付属法規並びに役務に関する諸法規、自衛隊の規定を順守し、役務の円滑なる進捗を図る。

### 6 発生材等の処置

本役務により発生した金属類は発生材調書により官側へ引継ぐものとし、監督官の指示する場所に集積する。それ以外の発生材については、特記仕様書による。

### 7 完了検査

本役務が完了したならば、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとし、その結果、不合格の箇所があった場合、請負者の負担において手直しを行い、再検査を受ける。

### 8 現場管理

- (1) 現場での作業員の監督・風紀衛生の取り締まり、火災及び盗難並びにその他事故防止について、請負者は責任を持って十分な注意を払う。
- (2) 現場においては、常に諸材料その他の整理及び清掃を行う。
- (3) 作業箇所及びその周辺にある地上、地下の既設工作物に対しては、作業に伴う損傷を及ぼさないよう十分な防護工作を施す。万一、損傷を与えた場合には、請負者の負担において補修又は原形に復する他、それに伴う損害を補償する。

### 9 安全管理

- (1) 請負者は、常に作業の安全に留意し、安全管理に万全を期する。
- (2) 作業員は、作業中において安全帽を着用し、高所作業の場合にあっては、安全帯を使用する等、適宜必要な措置を講じなければならない。

### 10 火気の使用

現場で火気を使用する場合（溶接作業を含む）は、必要な手続きを行い、許可された後に使用する。

### 11 工程表及び役務計画

請負者は、作業前に工程表を監督官へ提出し、作業順序及び役務計画について承認を得る。

### 12 提出書類

請負者は、提出書類・申請等について官側が示す規格・様式により作成し、速やかに監督官へ提出する。

### 13 外国人労働者

作業員に外国人労働者を含む場合、契約後に当該作業員の立入申請書、旅券、外国人登録者証明書を提出し、官側の承認を受けてから作業を開始する。

### 14 写真撮影

請負者は、着工前、着工中、着工後、着工後に隠蔽となる箇所、材料検査等の状況及び監督官が指示する場所を撮影し、写真帳に整理の上、監督官へ提出する。

件名	(6) 空気調和設備保守点検役務		
図面	共通仕様書（役務）	縮尺	—
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	2 / 6

特記仕様書

1 役務件名

(6) 空気調和設備保守点検役務

該当建物に設置された空気調和設備の冷房イン・オフ点検及び暖房イン点検

2 役務場所

新潟県上越市南城町3丁目7番1号 陸上自衛隊高田駐屯地

3 役務概要

- (1) 該当建物に設置された空気調和設備の冷房イン・オフ点検及び暖房イン点検
- (2) 12号建物チラーユニット室外熱交換器洗浄作業
- (3) 2号建物冷凍機用冷却塔発停サーモ交換作業

4 機器諸元

(1) 本役務で保守点検を実施する空気調和設備の諸元は下表のとおり。

(表)

No.	設置場所	機器名称	製造元	型式	容量	備考
1	2号建物	吸収式冷凍機	三洋電機	TSA-AW-120ES	3相200V	冷房用
2	2号建物	チリングユニット	日立製作所	RCUI1700WB	3相200V	冷房用
3	6号建物	チリングユニット	日立製作所	RCUI1700WB	3相200V	冷房用
4	12号建物	チリングユニット	ダイキン工業	UWAXP750RB	3相200V	冷房用
5	4号建物	吸収式冷温水機	テクノ矢崎	CHKG40ST	3相200V	冷暖房用
6	21号建物	パッケージ型空調機	ダイキン工業	FVYP2240M	3相200V	冷暖房用

(2) 空気調和設備の冷房イン・オフ暖房イン点検

(表)

No.	設置場所	機器名称	点検実施内容	冷房点検実施時期	暖房点検実施時期
1	2号建物	吸収式冷凍機	冷房イン、オフ	5月下旬、10月中旬	
2	2号建物	チリングユニット	冷房イン	5月下旬	
3	6号建物	チリングユニット	冷房イン	5月下旬	
4	12号建物	チリングユニット	冷房イン	5月下旬	
5	4号建物	吸収式冷温水機	冷房イン、暖房イン	5月下旬	10月中旬
6	21号建物	パッケージ型空調機	冷房イン、暖房イン	5月下旬	10月中旬

5 役務概要の実施時期及び駐屯地における空調機運転期間(予定)

- (1) 冷房期間(冷房点検実施時期令和6年5月下旬)  
令和6年7月1日から令和6年9月30日までの間
- (2) 暖房期間(暖房点検実施時期令和6年10月中旬)  
令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間

6 特記仕様

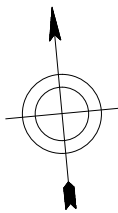
保守点検

- (1) 2号建物の吸収式冷凍機及び周辺機器にあつては、冷却水系伝熱管のブラシ洗浄を実施するものとする。
- (2) 2、4、6、12号建物にあつては機器諸元表の各本体及び付属配管類・電気系統・冷却塔設備(清掃及び水張り並びにエア抜き含む)計4台・冷却水ポンプ・冷温水ポンプ及び冷水ポンプの点検を実施するものとする。21号建物にあつては機器諸元表のパッケージ型空調機本体及び室外機・付属配管類・電気系統の点検を実施するものとする。
- (3) 4号建物の吸収式冷凍機にあつては、インヒビターを1回注入するものとする。インヒビターは請負者が用意するものとする。なお、インヒビターの注入時期については、監督官と協議の上、決定するものとする。
- (4) 12号建物にあつては機器諸元表のチリングユニットの室外機の熱交換機洗浄を実施するものとする。
- (5) 2号建物吸収式冷凍機の冷却塔の発停センサーを交換するものとする。

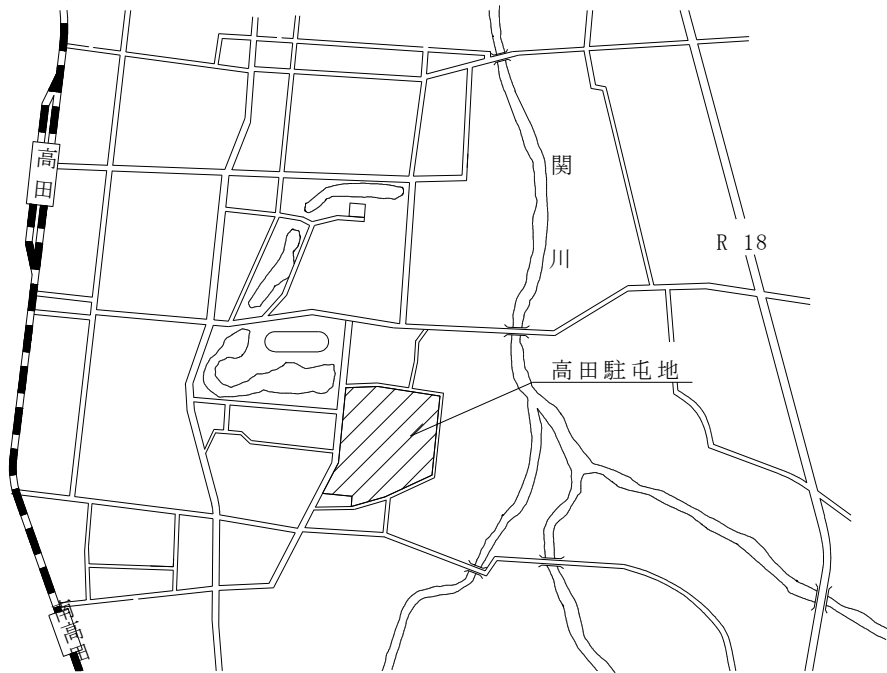
件名	(6) 空気調和設備保守点検役務			
図面	特記仕様書		縮尺	—
	高田駐屯地業務隊管理科		図面番号	3/6

- (6) 保守点検後の報告については、国土交通省大臣官房庁営繕部計画課保全指導室監修の建築保全業務報告書の手引きに基づき、報告書を作成の上、監督官に提出するものとする。なお、監督官から全作業風景の細部事項がわかる報告書の作成を求められた場合は、作業全体がわかる写真を記載し、監督官に報告するものとする。報告書の提出期限は、監督官と調整するものとする。
- (7) 保守点検にかかる水道電気料等は、官側が負担するものとする。

件名	(6) 空気調和設備保守点検役務		
図面	特記仕様書	縮尺	—
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	4 / 6

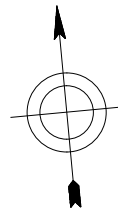


至 直江津

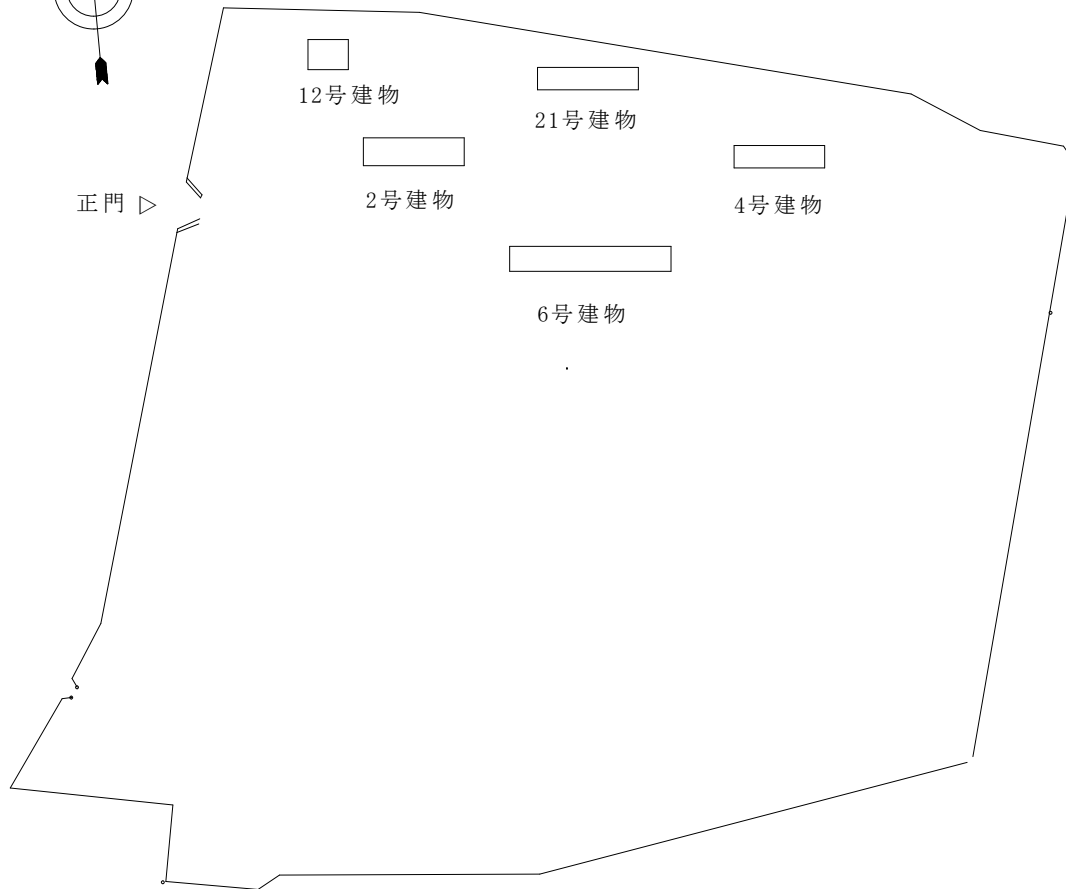


至 長野

案内図 S=1:X

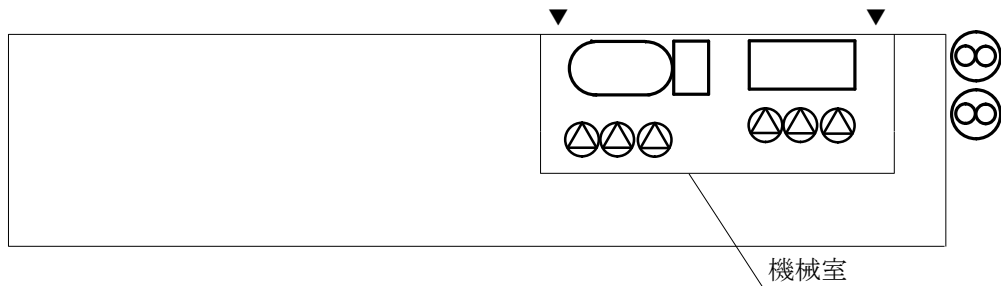


正門 ▷

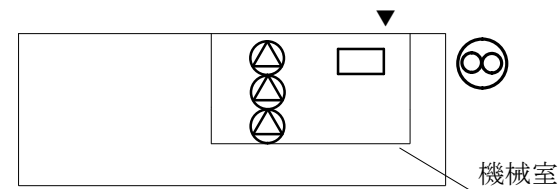


配置図 S=1:X

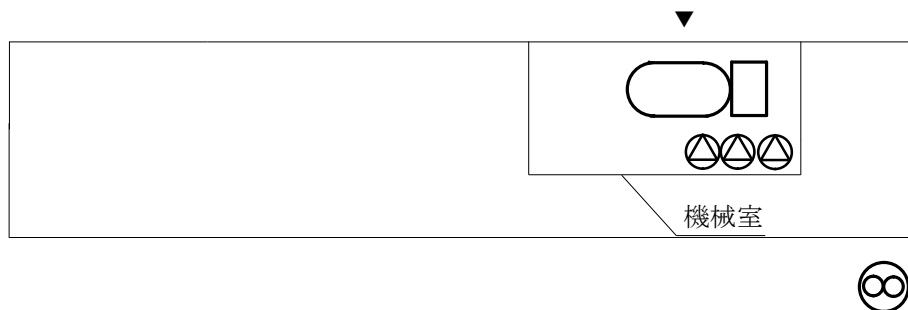
件名	(6) 空調和設備保守点検役務		
図面	案内図、配置図	縮尺	1:X
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	5 / 6



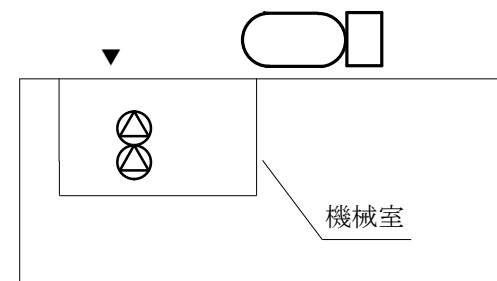
2号建物1階平面図



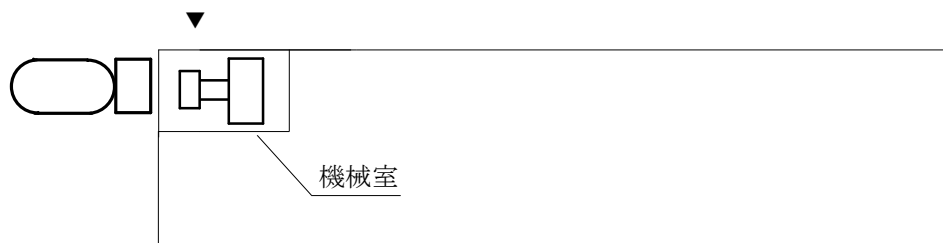
4号建物1階平面図



6号建物1階平面図



12号建物1階平面図



21号建物1階平面図

凡例	
	冷却塔
	吸収式冷凍機・冷温水機
	チリングユニット
	パッケージ型空調機
	冷温水・冷水ポンプ

件名	(6) 空調設備保守点検役務		
図面	平面図	縮尺	1 : X
	高田駐屯地業務隊管理科	図面番号	6 / 6